

資料 1 - 2

令和 4 年度修正 佐用町国民保護計画 意見調書

項	修正前 (素案)	修正後 (案)	主な理由等
全体	西はりま消防本部	西はりま消防組合	西はりま消防組合 ・名称修正
第 1 編 第 4 章 第 1 節 (13P)	(2) 降水量 (略) また 11 月～2 月までの月総降水量は 70mm 以下であった。	(2) 降水量 (略) また 12 月～2 月までの月総降水量は 70mm 以下であった。	神戸地方気象台 ・開始月誤りにより訂正
第 2 編 第 1 章 第 1 節 (23P)	2 町の体制等 西はりま消防組合佐用消防署	2 町の体制等 西はりま消防組合	西はりま消防組合 ・佐用消防署を削除 (8 箇所)
第 2 編 第 1 章 第 1 節 (23P)	2 町の体制等 (2) 24 時間即応体制の確立 ①～② (略) ③その他 西はりま消防組合佐用消防署より町民への初動連絡ができるよう、防災行政無線の親機や遠隔操作機を各消防本部に設置する等体制の整備を図る。	2 町の体制等 (2) 24 時間即応体制の確立 ①～② (略) ③その他 町民への初動連絡ができるよう、町は速やかに防災行政無線放送ができる体制の整備を図る。	西はりま消防組合 ・佐用消防署の防災行政無線の親機や遠隔操作機については、令和 3 年に撤去。
第 2 編 第 1 章 第 2 節 (28P)	5 町民に期待される取組 (2) 自主防災組織に期待される取組 ① 平素における取組 ア) ～ウ) (略) エ) 西はりま消防本部、消防団、小中学校、町等と連携して、訓練を実施する。	5 町民に期待される取組 (2) 自主防災組織に期待される取組 ① 平素における取組 ア) ～ウ) (略) エ) 西はりま消防組合及び消防署、消防団、小中学校、町等と連携して、訓練を実施する。	西はりま消防組合 ・地域と関わりのある消防署を追加
第 2 編 第 1 章 第 3 節 (29P)	3 情報通信機器等の活用 (1) (略) (2) 町は、衛星通信に I S D N や移動系用の地上無線を組み合わせた複合ネットワークで、音声、ファクシミリ、データ、画像などさまざまな種類の情報を的確かつ迅速に伝送することができる兵庫衛星通信ネットワークを活用する。	3 情報通信機器等の活用 (1) (略) (2) 町は、衛星通信に光回線や移動系用の地上無線を組み合わせた複合ネットワークで、音声、ファクシミリ、データ、画像などさまざまな種類の情報を的確かつ迅速に伝送することができる兵庫衛星通信ネットワークを活用する。	役場内 (会計課) ・ I S D N 回線が 2024 年 1 月に終了予定につき光回線に変更済み
第 2 編 第 2 章 第 1 節	3 高齢者、障がい者等災害時避難行動要支援者への配慮 (1)～(3) (略)	3 高齢者、障がい者等災害時避難行動要支援者への配慮 (1)～(3) (略)	西はりま消防組合 ・佐用消防署の指令室廃止に伴い、現在、高

項	修正前（素案）	修正後（案）	主な理由等
(36P)	<p>(4) 緊急通報システムの整備</p> <p><u>町は、高齢者、障がい者等と西はりま消防本部組合の間に緊急通報システムを整備し、その周知に努めるとともに、福祉担当部局と西はりま消防本部組合との連携を図るなど、その的確な運用に努める。</u></p>	<p>(4) 緊急通報システムの整備</p> <p><u>町は、緊急時に西はりま消防組合へ出動要請するために、申請のあった高齢者、障がい者等の自宅に緊急通報装置を整備する。また、この制度について周知に努めるとともに、その的確な運用に努める。</u></p>	<p>高齢者等の自宅に設置している緊急通報装置は、高齢者等から警備会社へ通報があり、警備会社から西はりま消防組合へ通報する流れとなっているため、現状に合わせて修正</p>
第3編 第5章 第4節 (77P)	<p>4 医療の提供及び助産</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 患者等搬送体制</p> <p>西はりま消防本部は、県、災害医療センターと情報交換を図りながら、患者等を円滑に搬送する。</p>	<p>4 医療の提供及び助産</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 患者等搬送体制</p> <p>西はりま消防<u>組合</u>は、県、災害医療センター<u>及び</u><u>その他医療機関</u>と情報交換を図りながら、患者等を円滑に搬送する。</p>	<p>西はりま消防組合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時は色々な医療機関にも連絡し、収容交渉をするためその他医療機関を追加
第3編 第7章 第2節 (87P)	<p>5 消防に関する措置等</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 緊急消防援助隊等の応援要請</p> <p>(略) 緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、(略)</p>	<p>5 消防に関する措置等</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 緊急消防援助隊等の応援要請</p> <p>(略) <u>「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」</u>に基づき、(略)</p>	<p>西はりま消防組合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要綱名の変更等
第3編 第7章 第4節 (91P)	<p>2 NBC攻撃による災害への対処</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 汚染原因に応じた対応</p> <p>① 核攻撃等の場合</p> <p>(略)</p> <p>また、西はりま消防本部は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。</p> <p>② 生物剤による攻撃の場合</p> <p>西はりま消防本部は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。</p> <p>③ 化学剤による攻撃の場合</p>	<p>2 NBC攻撃による災害への対処</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 汚染原因に応じた対応</p> <p>① 核攻撃等の場合</p> <p>(略)</p> <p>また、西はりま消防<u>組合</u>は、<u>専門家等と協議した上、個人線量計、防護服等を装備し、除染等の活動を行う。</u></p> <p>② 生物剤による攻撃の場合</p> <p>西はりま消防<u>組合</u>は、<u>関係機関との間において、相互の活動に必要な情報を共有した上、活動要領に基づき、救出・除染等の活動を行う。</u></p> <p>③ 化学剤による攻撃の場合</p> <p>西はりま消防<u>組合</u>は、<u>関係機関との間において、</u></p>	<p>西はりま消防組合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・核攻撃等の場合、消防組合は、専門家等と協議した上で、除染等の活動を行うことや、生物剤、化学剤による攻撃の場合、関係機関との間で活動に必要な情報を共有した上で、活動を行うこと等、修正

項	修正前（素案）	修正後（案）	主な理由等
	<p>西はりま消防本部は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。</p>	<p><u>相互の活動に必要な情報を共有した上、活動要領に基づき、救出・除染等の活動を行う。</u></p>	